関西学院大学体育会規則

総則

第１章　名称及び目的

1. 本会は関西学院大学体育会と称する。
2. 本会の目的は、学院当局と一致協力し学院建学の精神に則り人格の陶冶、体育の振興を目指し、以って大学教育の一端を担い学院発展に寄与するを旨とする。

第３条 本会は学生本部を関西学院大学学生会館に置く。

第２章　会員及び組織

第４条　本会は正会員、特別会員、顧問にて構成される。

1. 正会員は関西学院大学学生にして本会の目的に寄与せんとする有志とする。
2. 特別会員は関西学院大学長及び大学委嘱による関西学院教職員とする。
3. 顧問は名誉職として本会功労者中より之を選ぶ。

第５条　本会には学生本部及び次の各部又はクラブを置く。

庭球部、硬式野球部、サッカー部、陸上競技部、ラグビー部、相撲部、ボクシング部、スキー競技部、アイスホッケー部、スケート部、山岳部、水上競技部、卓球部、ソフトテニス部、馬術部、ヨット部、バレーボール部、バスケットボール部、レスリング部、アメリカンフットボール部、ハンドボール部、拳法部、体操部、ボート部、準硬式野球部、空手道部、フェンシング部、柔道部、剣道部、バドミントン部、ゴルフ部、航空部、陸上ホッケー部、自動車部、弓道部、重量挙部、射撃部、ワンダーフォーゲル部、洋弓部、カヌー部、合気道部、ラクロス部。

第６条　クラブ及び部の編入

1. 関西学院大学学生有志がクラブの新設を望む時は学生本部本部長にクラブ承認願書を提出し、学生本部本部長の判断の下幹部会議に提出し、幹部会議の審査決定を経て部長会議を通じ会長の承認を得ねばならない。
2. クラブとして承認されてより３ヵ年を経過し優秀な戦績を有し、学生本部本部長の承認を得たものに限り部編入願書を提出することを得る。幹部会議に於いてクラブの歴史、戦績及びクラブ員の品行等を厳重に審査の上部編入を許可された場合、部長会議を通じて会長の承認により部に昇格する。

第７条　本会の学生本部は会計・渉外・企画・庶務及び編集の５部よりなる。

第３章　正会員

第８条　本会の正会員はスポーツマンシップに則り、本会の目的達成のため一致団結協力し相互の親密融和を図り学院発展に寄与する。正会員は本会の目的達成に必要な凡ゆる動議を提出することができる。
　第９条　正会員の入会及び脱会に関しては本会の各部又はクラブがこれを自主的な判断により決定し学生本部に所定の手続きをとらねばならない。

第４章　役員

第１０条　本会には次の役員を置く。

1. 特別役員

名誉会長　１名

会長　　　１名

副会長　若干名

部長及び副部長　各部１名

1. 正会員役員

学生本部本部長　１名

学生本部副本部長及び各部長　若干名

主将及び主務　各部２名

第１１条　名誉会長は関西学院大学長とする。

第１２条　会長は部長会議が之を選び、大学長が之を委嘱する。

第１３条　副会長は会長が之を選び、大学長が之を委嘱する。

第１４条　部長は関西学院大学に在職中の教授、准教授、助教又は専任講師とする。各部には副部長を置くことができる。副部長は関西学院大学の教職員とする。部長、副部長は各部の推薦により大学長が之を委嘱する。尚、部長、副部長は原則として専任とする。

第１５条　学生本部役員は本部長１名、副本部長及び各部長、部員若干名をもって構成し、学生執行機関として第2条の目的を達成するため本会の常務を司る。

第１６条　学生本部本部長は幹部会議が之を審議決定し、会長が之を任命する。学生本部副本部長、各部長及び部員は学生本部の推薦により幹部会議が之を承認する。尚、学生本部本部長の更迭は幹部会議が之を審議決定し、会長が之を行う。学生本部副本部長、各部長及び部員の更迭は幹部会議の承認による。但し、学生本部役員となるに際しては学生本部本部長が之を推薦し、幹部会議の厳密なる審査を経て承認されるものとする。

第１７条　主将及び主務は所轄の部又はクラブの総意により決定し、各部部長が之を任命する。尚、主将及び主務に支障ある場合、所轄の部又はクラブの総意により各部部長が之を更迭する。

第１８条　本会の役員の権限及び職務は次の通りとする。名誉会長たる関西学院大学長は役員の委嘱、その他の会務に参加し、本会の最高の栄を得るものとする。会長は本会を代表し、会務全般を統理し部長会議の議長となる。会長のもとに会長が教職員より委嘱する幹事を置く。副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は之を代行する。各部部長は各部を代表し、部務を統理し会長に協力する。副部長は部長を補佐し、部長事故ある時は之を代行する。学生本部本部長は、会務全般を掌理し正会員を代表統轄する。学生本部副本部長は学生本部本部長を補佐し、学生本部本部長に事故ある時は之を代行する。部長は所管の部務を掌理し、副部長は部長を補佐する。部員は所轄の部長の指揮に従い部務を司る。主将は所轄の部またはクラブを代表統轄し、主務は所轄の部またはクラブの部務を掌理する。尚、主将及び主務は幹部会議に出席し、各部の意志を代表するものとする。

第１９条　本会の役員の任期は次の通りとする。

1. 名誉会長は大学長の任期に自ら準ずる。
2. 会長、副会長、部長、副部長は任期を３ヵ年とする。但し再任を妨げない。又部長支障のある場合、当該部は会長、大学長と協議の上、之を変更し得る。

第３項　正会員役員の任期は１ヵ年とする。但し再任を妨げない。

第５章　会議

第２０条　本会には次の会議を設ける。正会員総会　役員総会　部長会議　幹部会議

第２１条　正会員総会

1. 正会員総会は正会員にて構成する。

第２項　正会員総会は正会員の最高決議機関であり次の事項につき審議決定する。
　　　　①規則改正
　　　　②幹部会議が正会員総会に諮る必要ありと決議した事項
　　　　③正会員の５分の１以上の要請ある事項

第3項　第2項の要請ある場合、体育会学生本部長之を招集する。

総会は正会員の過半数の出席を以って成立し、議決は出席人員の過半数の同意を必要とする。但し規則改正に関しては出席人員の３分の２以上の同意を必要とする。

第２２条　役員総会

1. 役員総会は特別会員及び正会員役員にて構成する。
2. 役員総会の本会の種々たる問題に関し、役員相互の意志の疎通を計り併せて役員相互の親睦を推進する目的とする。

第２３条　部長会議

1. 部長会議は本会の各部部長にて構成され、副部長は出席するものとする。必要に応じて正会員役員は出席を認容される。
2. 部長会議は本会の会長を選ぶ。
3. 部長会議は本会の重要事項の審議決定機関とする。尚、審議決定事項は幹部会議の意見を徴し、会長を通じて執行されるものとする。
4. 部長会議は定期会議及び臨時会議に分ける。但し定期会議は年４回とし、臨時会議は必要に応じて、第５項の規定により行う。
5. 部長会議における定期会議は会長之を招集し、又臨時会議に部長の３分の１以上或いは幹部会議の要請を原則として会長之を招集する。
6. 部長会議は原則として過半数の出席を以って成立し、その決議は構成員の過半数の同意を必要とする。
7. 部長会議は顧問を本会功労者中より推し会長之を承認する。

第２４条　幹部会議

1. 幹部会議は正会員役員にて構成し学生本部役員の要請又は正会員役員の３分の１以上の要請にて、学生本部本部長が之を招集する。
2. 幹部会議は本会の必要事項の審議決定、及び学生本部または各部からの重要事項の報告の場とする。
3. 幹部会議は構成部の３分の２以上の出席を以って成立し、議決は出席部の過半数の同意を必要とする。但し、重要事項は投票により決する。
4. 幹部会議に於ける議長団は学生本部役員にて構成される。
5. 幹部会議構成部の主将、主務はやむを得ざる事情による欠席の場合、代理人を送ることを要する。尚、代理人は当該欠席者の委任状を議長団に提出し代理権を行使するものとする。
6. 幹部会議構成部の主将、主務がやむを得ざる事情により欠席し、正当な理由により代理人を送ることもできない場合、当該部は委任状を議長団に提出することを要する。なお、提出された委任状により、当該部の議決権が議長団に委ねられる。

第６章　会計

第２５条　本会の会計年度は毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

第２６条　本会の経理は会計部長が之に当たる。予算は幹部会議が之を審査決定し、決算は幹部会議が之を審査承認する。

第２７条　本会の経費には大学からの助成金、寄付金その他をもって充当する。

第７章　賞罰

第２８条　本会において模範となる正会員又は部及びクラブに対しての表彰は幹部会議の審議決定により会長が之を行う。

第２９条　本会に属する正会員、又は部及びクラブに対して、不都合な行為があった場合、幹部会議にて審議し、部長会議に図り、会長は次の懲戒処分を行う。

①除名処分

②当該部又はクラブの公式試合出場停止

③当該部又はクラブの解散

第８章　改正

第３０条　本規則の改正に関しては、次のごとく定める。

1. 本規則の改正は、正会員総会及び部長会議の決議を要する。
2. 本規則改正発議は正会員の５分の１以上、又は部長の４分の１以上の賛成を要する。
3. 本規則改正の発議がある場合は、会長が之を受理し、５日以前に公示し、正会員総会及び部長会議を開催する。

附則

1. 本会はその目的達成のために必要ある場合は関西学院大学体育会同窓倶楽部と連絡を持つものとする。
2. 本規則は2016年4月1日より改正施行される。